**○子育てのための施設等利用給付認定を受けてサービスを利用している方へ**

既に「子育てのための施設等利用給付認定」を受けている方は、毎年度現況届を提出する必要があります。現況届については、利用している施設を通じて配布しますので、必要書類を提出してください。

１　利用資格

保護者全員が次のいずれかに該当する児童

①　月に６４時間以上就労している。

②　出産前後である。（出産予定日の２か月前の月初から出産予定日の２か月後の月末まで）

③　病気やけがをしている、または心身に障がいがある。（治癒見込日の属する月の月末まで）

④　親族の介護・看護をしている。（治癒見込日の属する月の月末まで）

⑤　震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。

⑥　求職活動中、または起業準備中である。（９０日目の属する月の月末まで）

⑦　就学、または職業訓練を受講している。（卒業・修了する月の月末まで）

⑧　虐待、ＤＶを受けている。

⑨　育児休業する。（育児休業が終了、または対象児童が１歳６か月に達する月の月末まで）

２　必要書類

1. 子育てのための施設等利用給付現況届

②　就労（予定）証明書または就労状況申立書（自営業等）

　　（※新規申込の方は父母及び６０歳未満の同居親族の分、継続の方は父母の分）

③　就労していない場合は、「１　利用資格」に係る確認書類

　　（母子手帳の写し、診断書、求職活動申立書等）

1. 世帯の状況を証明する書類

（該当する場合のみ提出。詳細については担当へお問い合わせください。）

３　書類配布

　　利用している施設を通じて配布します。（町外施設を利用している方は自宅へ郵送します。）

４　申請場所

　　役場福祉課または町内各認定こども園・幼稚園

問合せ先　福祉課　ＴＥＬ：０１７６－５５－３１１１（内線１３０）